

フリースクールを利用する 不登校児童生徒の 在籍校へのご協力をお願い

千葉県フリースクール活動支援事業 の実施に関して

千葉県フリースクール活動支援事業とは…

千葉県では、様々な理由で学校に通うことのできない、
不登校児童生徒の多様な学びの場となるフリースクールの
活動経費の一部を補助する事業を実施しています。
事業の詳細は千葉県教育委員会のサイトをご覧ください▶



在籍校へお願い

本事業をフリースクールが活用するにあたり、フリースクールにおいては、
児童生徒一人ひとりの状況を把握し、個々に寄り添った支援ができるよう、
必要な支援の計画をまとめた「支援計画」の作成をお願いしています。

この「支援計画」の作成にあたり、対象児童生徒の

- ①学校における在籍状況
- ②出席扱い(見込みを含む)の状況

を確認させていただきたく、裏面を確認の上、フリースクールとの情報連携、
照会回答及び支援計画の作成にご協力をお願いいたします。



千葉県教育庁児童生徒安全課
不登校児童生徒支援室

Tel 043-223-4055

futoukou-shien@mz.pref.chiba.lg.jp

ご説明事項

- 本事業では、フリースクールへの補助金の限度額を決定するに当たり、出席扱い(見込みを含む)となる児童生徒一人当たり10万円を目安に補助金の限度額を積算しております。よって、本補助金の申込みに際しては、児童生徒の在籍校に、在籍確認及び出席扱いの状況(見込みを含む)を確認をしていただき、その結果を記載した「支援計画」を県教育委員会に提出いただくよう、各フリースクールをお願いをしているところです。(なお、フリースクールから各保護者に対しては、在籍校への照会についての同意を得ていただくよう、併せてお願いしています)
- 【出席扱いについて】校長は、児童生徒がフリースクール等の学校外の施設において相談・指導を受けるとき、その相談・指導が児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、自ら登校を希望した際には、円滑な復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合に、出席扱いとすることができる、とされています。出席扱いについては、「保護者と学校との間に十分な連携・協力体制が保たれていること」のほか、いくつかの要件がありますので、詳細は文部科学省のサイトをあらためてご確認ください▶

「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」



お願い事項

- ☑ フリースクールが支援計画を作成するにあたり、在籍校からの情報提供をお願いすることになりますので、ご協力をお願いいたします。(「①在籍確認」と「②出席扱いの見込み」のほか、児童生徒の学校での様子、支援に当たっての留意事項等をお尋ねすることになります)(なお、県教育委員会も、各フリースクールから支援計画の提出を受けた後、内容確認のため、市町村教育委員会経由で、学校に対し、①・②の情報照会を行う予定であることを申し添えます)
- ☑ 作成された支援計画について、保護者が望む場合、児童生徒の効果的な支援に向けて、支援計画を在籍校と共有させていただくことがあります。記載された支援の方向性や手立てについて御理解の上、在籍校としての御支援をお願いいたします。

Q.支援計画にはどのような内容が記載されますか？

A.以下の項目が記載されます。なお、フリースクールによっては、独自の様式をお持ちのところもあるため、書類の名称が異なったり、追加項目がある可能性もあります。

(以下は県教育委員会が示す参考様式に記載の内容となります)

- ◆児童生徒の氏名、学校名・学年
- ◆児童生徒・保護者の意向
- ◆在籍校からの情報提供
(出欠席の状況や児童生徒の学校での様子、支援に当たっての留意事項等)
- ◆フリースクールの支援方針・取組内容、それらを検討するに当たり、重視した点や配慮・工夫した点等
- ◆保護者の確認日
- ◆在籍校の確認日(在籍確認・出席扱いの見込み)